

平成29年1月24日

ピリカ全国実・札幌圏 様



このうち、核兵器搭載の有無に関しましては、本市は昭和57年に「核廃絶平和都市宣言」を行っており、非核三原則の遵守は国是でもありますことから、

これまでも外務省のほか、在札幌米国総領事館に対しても文書照会を行い、その回答をいただいているところであり、より慎重な判断をしているところでもあります。したがって、これらの条件がそろった場合は、受け入れざるを得ないものと考えております。

なお、小樽港への入港目的につきましては、「親善」以外の目的に疑いを有してはおりません。

また、外務省に対する「日米地位協定の考え方」増補版の開示請求についてありますが、当該文書につきましては、平成18年に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第3号の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として「不開示情報」に該当すると東京高等裁判所の確定判決が出ております。外務省において不開示決定されている以上、その内容につきましては確認できないものと認識しております。

また、市民集会の主催の件につきましては、これまで申し述べましたとおり、米国艦船の入港に対する港湾管理者の裁量は狭く、先程の3つの基準に沿って肅々と判断せざるを得ないものと考えており、また、市民の皆様からの御意見につきましては、職員が様々な市民団体等からその都度直接お伺いし、要請書等も拝見しておりますので、引き続きそのような形で御意見をお伺いしてまいりたいと考えております。

最後に、反戦についての本市の考え方につきましては、本市は、平成21年10月に核兵器廃絶を目的とする平和首長会議に加盟し、平和に対する姿勢を対外的に示しているほか、毎年8月には平和事業を実施しており、今後とも核兵器廃絶、平和の希求に努めてまいります。なお、平和安全法制関連法につきましては、いまだ国民の理解を十分に得ているとはいえない状況であり、国から国民に対して丁寧な説明が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、米国艦船の小樽港入港に関しましては、市民の平

和と安全を守る立場から慎重に判断しなければならないものと考えておりますし、小樽港は商業港であり、商船優先の立場に変わりはなく、今後ともその考えは堅持してまいります。

以上、本市の考え方を申し上げ、要請書に対する回答に代えさせていただきます。

(総務部総務課)